

たきざわ 広報

2020年
(令和2年)

6 月号

お知らせ版 No.1017

編集・発行 ▶ 滝沢市企画政策課

〒020-0692 岩手県滝沢市中鶴飼55番地
☎ 019-684-2111(大代表)
FAX 019-684-1517

HPではカラーでご覧いただけます
<http://www.city.takizawa.iwate.jp/>



Mt. Iwate 岩手山山開き 令和2年中止



例年7月1日は岩手山麓3市町（八幡平市、栗石町および滝沢市）で岩手山山開きを合同開催していましたが、令和2年度は次のとおり岩手山山開きを中止します。

新型コロナウイルス感染症の広がりを受け、感染を防止するための行動が求められています。山小屋の3密の環境や都市からの人の流れなど、登山についても感染を防ぐ行動が必要です。万が一遭難してしまうと、ご自身のみならず救

助隊員や医療従事者をも危険にさらしてしまいます。決して無理はせず安全第一の計画と行動を心掛けましょう。登山をする際は、県を越える移動はしない、少人数で行く、山小屋の利用を避けるなど、感染を防ぐ行動をとりましょう。

●会場ごとの対応

①各登山口（滝沢市・馬返し登山口、八幡平市・焼走り登山口、栗石町・御神坂登山口）

〔中止〕山開き式

〔実施予定〕関係者のみによる安全祈願

※限られた関係者により山の安全祈願と新型コロナウイルス感染症の早期収束を祈願します。一般の皆さんは参加できません。今後の状況により中止する場合があります。

②岩手山山頂

〔中止〕山頂交歓会 メッセージ、ピッケル交換、万歳三唱、乾杯

③滝沢市内

〔中止〕友情交歓会 開会、あいさつ、乾杯、万歳三唱

※八合目避難小屋の毛布の貸し出しは休止中です。

●問い合わせ 観光物産課

(☎0556・6534)



特別定額給付金

窓口での支給は6月15日から

お知らせ

新型コロナウイルス感染症に対する特別な措置として、全国民に一律10万円が支給されることとなった特別定額給付金は、口座を持っていない世帯主の人に限り窓口で給付金を受領することができます。

現金払いの準備が整いましたので、以下の期間内に申請手続きをお願いします。

▶日時／6月15日(月)～8月7日(金)

▶内容／現金受け取りをご希望の場合は、給付金申請書の「裏面」受け取り方法のB欄」にチェックの上、郵送してください。

申請書が市に届き次第、現金をお渡しできる期間や場所をお知らせします。期間内での受け取りをお願いします。

▶提出先・問い合わせ／市特別定額給付金実施本部(☎656-6597、6598)

国から配布の布製マスク 不要な人は回収箱へ

お知らせ

市では、国の配布する布製マスクが不要な人からマスクをお預かりし、必要とする皆さまへお届けするための回収箱を設置しています。家庭で使用予定が無い場合は、ご協力をお願いします。

※未開封の物に限ります。

▶設置場所／市役所と東部出張所

▶設置期間／7月31日まで

▶問い合わせ／健康づくり政策課(☎656-1377)

国勢調査を実施します 回答は便利なインターネットで

お知らせ

今年は、5年に1度の国勢調査の年です。10月1日現在で、日本にお住まいの全ての人を対象に全国一斉調査が実施されます。市では、国勢調査を正確かつ効果的に実施するため「令和2年国勢調査滝沢市実施本部」を5月1日に市役所内に設置しました。

なお、実施にあたっては、新型コロナウイルス感染拡大防止に配慮し、調査書類の配布や回収の際に、調査員と世帯の接触をできるだけ少なくする調査方法を予定しています。

▶問い合わせ／企画政策課 統計調査担当(☎656-6562)



保育士の不安を解消 ほいくのしごと出張相談会

お知らせ

保育士として働くことを考えている人、心配事がある人などを対象に、保育士経験があるコーディネーターがお話をお聞きます。

▶日時／毎月第2水曜日午前10時～午後2時(予約優先)

※8月は第3水曜日(19日)に開催予定

▶場所／ハローワーク盛岡

▶内容／保育に関する就職相談、専任コーディネーターから保育に関する情報提供など

▶対象／保育士の就職について相談したい人(学生も可)

▶費用／無料

▶申し込み・問い合わせ／岩手県保育士・保育所支援センター(☎637-4544、FAX 637-9612)へ申し込みください。

東部体育館の改修工事 8月から利用制限

お知らせ

東部体育館改修工事に伴う利用制限について、広報たきざわ令和元年12月号でお知らせしましたが、以下のとおり利用制限期間を変更します。

利用にあたっては東部体育館に直接問い合わせください。

▶利用制限期間

【変更前】

令和2年7月～令和3年2月末(予定)

【変更後】

令和2年8月～令和3年2月末(予定)

▶問い合わせ／工事について生涯学習スポーツ課(☎656-6589)、体育館の利用について東部体育館(☎688-4872)

耐震診断しませんか？ 耐震診断と耐震改修工事に補助

お知らせ

耐震診断の希望者に、耐震診断士を派遣します。診断後には耐震改修工事の相談制度や補助制度(最高62万8千円)もあります。

【耐震診断】

▶条件／昭和56年5月31日以前に着工された木造在来軸組み工法による2階建て以下の住宅など

▶募集件数／5件

▶費用／診断費用3万1,429円のうち、3,142円(残りは市が負担)

【耐震改修工事】

▶条件／耐震診断の結果、判定値が1.0に満たない住宅を判定値1.0以上に耐震改修工事など

▶募集件数／1件

▶申し込み・問い合わせ／11月20日(金)までに都市政策課(☎656-6542)へ申し込みください。

肥料袋は 集積所に出せません

お知らせ

近ごろ、田畑に使われたものと思われる肥料や農薬の袋がごみ集積所に出される事例が非常に増えています。

滝沢・雫石環境組合がごみ集積所から収集するごみは、家庭から出る生活ごみだけです。肥料袋や農薬の入っていた袋、農業用のビニールなどは【産業廃棄物】の区分になり、本来は産業廃棄物処理施設での処分が必要となるものです。誤って集積所に出された農業用廃プラスチックは、収集できない理由を書いたシールを貼って引き続き集積所に残されております。お持ち帰りいただき正しい処分をお願いします。

ルールに合わないごみの集積所への据え置きは、誤って排出した人に正しい方法を知っていただくために行っているものですが、多量の間違ったごみが長い間集積所に残っている場合は、一般ごみの排出と収集に支障を来す場合もあります。このような弊害を無くすためにも、集積所へのごみ出しルールは改めて令和2年度ごみ収集カレンダーを確認いただくようお願いします。

農業用廃プラスチックの処分にお悩みの人は、集積所に出す前に滝沢・雫石環境組合にご相談ください。

▶問い合わせ/環境課(滝沢・雫石環境組合) ☎688-2464

「いわてモバイルメール」

県や市町村が配信する防災・災害や観光など各種行政情報の中から、欲しい情報だけを選んで、メールで受け取ることができます。

滝沢市からは防災行政無線の放送内容などを発信中！
登録はQRコードから！



健康チャレンジ・子ども チャレンジ 2020

お知らせ

組合員・地域住民の生活習慣の見直しによる健康づくりに取り組みます。

▶日時/健康チャレンジ、健康チャレンジ(小中学生)：7月1日(水)～10月31日(土)のうち30日間

▶日時/子どもチャレンジ：7月1日(水)～8月31日(月)のうち30日間

▶内容/チャレンジしたいコースを選択し、運動や食生活、お口の健康などの中から取り組みの目標を立て、30日間チャレンジに取り組む。

▶対象/健康チャレンジ：盛岡医療生活協同組合員、各事業所職員、各事業所利用者とその家族、地域住民

健康チャレンジ(小中学生)：7歳～15歳以下

子どもチャレンジ：6歳以下

▶費用/無料

▶申し込み/健康チャレンジ参加申し込みはがきの提出は9月30日まで。

健康チャレンジ、健康チャレンジ(小中学生)：チャレンジ結果報告はがきの提出は10月31日まで。

子どもチャレンジ：チャレンジ結果報告はがきの提出は9月10日まで。
※健康チャレンジ(小中学生)、子どもチャレンジは事前申し込みの必要はありません。

▶問い合わせ/盛岡医療生活協同組合(☎635-6253、FAX 635-1736)へ申し込みください。



元気アップ教室を開催

運動習慣の定着を目的に
共催 市体育協会

講座

運動習慣の定着を目的とした教室です。

▶日時/7月13日(月)午前10時半～正午(受け付けは午前10時～)

▶場所/市総合公園体育館 2階会議室

▶内容/バランスボール～身体のゆがみ矯正と体幹トレーニング～

▶講師/市体育協会職員

▶対象/市民

▶費用/無料

▶持ち物/室内用運動靴、飲料水、運動できる服装、健康手帳、お持ちの人はバランスボールを持参してください。

▶申し込み・問い合わせ/予約が必要です。7月10日(金)までに健康推進課(☎656-6527)へ申し込みください。

※通院治療中の人は主治医と相談の上ご参加ください。

7月1日から レジ袋有料化がスタート

お知らせ

7月1日から全国一律でプラスチック製買い物袋(レジ袋)の有料化が始まります。エコバックを持ち歩くなど、レジ袋削減にご協力をお願いします。

▶問い合わせ/プラスチック製買い物袋の有料化に関する相談窓口(経済産業省)

①消費者向け

(☎0570-080180)

②事業者向け

(☎0570-000930)

(受け付けは月～金曜日の午前9時～午後6時15分)



新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ

滝沢市中小企業者等経営支援給付金

新型コロナウイルス感染症の影響により、売り上げが減少し、事業継続のために緊急に資金を必要とする市内の中小企業者に対し、給付金を支給します。

●給付額

1 事業者につき 10 万円

●対象者

次の①～③全てに該当する人

- ①申請日時時点で市商工会員であること。
(商工会の入会については、市商工会 (☎ 684 - 6123) へ問い合わせください。)
- ②新型コロナウイルス感染症の影響により売り上げが減少した中小企業者などのうち、申請条件を満たしていること。
- ③令和 2 年 8 月までに国の持続化給付金の給付要件を満たさないこと。(本給付金の申請期間内において国の持続化給付金の給付要件を満たす場合、本給付金の申請はできません。)

●申請期間

令和 2 年 6 月 15 日(月)～令和 2 年 8 月 31 日(月)

●申請方法・問い合わせ

提出書類を郵送で企業振興課にお送りください。窓口での受け付けはできません。提出書類など詳細は市 HP または企業振興課 (☎ 656 - 6536) まで。

●申請条件

法人	個人事業主
<ul style="list-style-type: none"> ○令和 2 年 4 月～6 月のいずれか一月の売り上げが前年同月と比較して減少していること。 ○事業開始から 1 年に満たない場合、令和 2 年 4 月～6 月のいずれか一月の売り上げが、令和 2 年 1 月～3 月の売り上げ平均月額よりも減少していること。 ○令和 2 年 1 月 1 日から申請日までの間、市内で事業継続していること。(途中で本店移転や転出をして戻ってきた場合は不可) ○今後 1 年以上、事業を営む意思があること。 	<ul style="list-style-type: none"> ○令和 2 年 1 月 1 日まで市内で事業を開始し、申請日までに開業届が受理されていること。 ○事業収入が主たる収入で、2019 年度の確定申告書 B 表第一表の収入金額のうち「営業か農業」に記された額が、他の収入と合算した総額の 1/2 以上であること。加えて、令和 2 年 4 月～6 月のいずれか一月に対応する前年度の売り上げが 10 万円を超えること。
<ul style="list-style-type: none"> ○令和 2 年 1 月 1 日までに市内に本店を有する法人を設立し、申請日までに法人登録を完了していること。 	

滝沢市飲食店等新型コロナウイルス感染症予防対策補助金

市内の小売業や飲食店などにおいて使用する消毒液・マスクなど新型コロナウイルス感染症の予防を目的とした消耗品の購入に対し補助します。

●補助額

1 事業者につき
衛生関係消耗品 2 万円上限 (2/3 補助)
テイクアウト消耗品費 3 万円上限 (2/3 補助)
※補助対象は令和 2 年 4 月 1 日(水)～8 月 31 日(月)までに購入したもの。

●補助対象者

市内で小売業、飲食店やサービス業を営む事業者

●申請期間

令和 2 年 6 月 15 日(月)～令和 2 年 8 月 31 日(月)

●提出書類

- ・申請書兼請求書
※市 HP でダウンロードできる他、市役所や市商工会で配布
- ・申請日時時点で、市内で事業を行っていたことが分かる書類 (登記事項証明書、確定申告書、営業許可証の写しなど)
- ・口座振込依頼書
- ・振り込み先の口座の通帳またはキャッシュカードの写し
- ・補助対象となるものを購入したことが分かる書類 (領収書など)

●申請方法・問い合わせ

提出書類を企業振興課へ提出してください。詳細は企業振興課 (☎ 656 - 6536、FAX684 - 5479) へ。

掲載希望は、発行日の1カ月前までにご依頼ください。

- ・掲載の確約および採否のご連絡はいたしかねます。
 - ・掲載文は市に一任いただきます。
 - ・掲載は無料ですが、営利目的など市の掲載基準に反するものは掲載できません。
- ※営利目的や確実な掲載を希望される場合は、広告枠（7千円）をご利用ください。



滝沢市役所前バス停留所 乗り場が変わりました

滝沢市役所前バス停留所の集約と待合環境改善を目的として、令和元年度にボックスシェルター（バス待合所）を設置しました。これまで盛岡方面に向かう路線バスは「滝沢市役所前（庁舎横）[03 バスのりば]」が始発となっていました。4月から全て「滝沢市役所前（県道沿い）[02 バスのりば]」が始発となりました。また、小岩井方面行きは「ビッグルーフ滝沢 [01 バスのりば]」が始発です。市福祉バスのりば [03 バスのりば] はこれまでと変わりません。ご利用の際はご注意ください。

ボックスシェルター内には、バス時刻表、ベンチを設置しており、雨風を防ぎながらバスを待つことができます。外側にはバス停名とちやくぼんが描かれ、愛着を持ってもらえるようなデザインにしています。ぜひご利用ください。



「滝沢市公共交通マップ」 地区別版を作成しました

「滝沢市公共交通マップ（2019版）」をもとに、地区別に分けたA4サイズの新しいマップを作成しました。市内地区別に路線バスの経路を色分けし、沿線の医療機関や買物施設などをマークで表示しています。また、市内施設および盛岡市などの医療機関、商業施設などへの乗り継ぎ案内も掲載しています。市役所やビッグルーフ滝沢の他、市内鉄道駅などで無料配布しています。この機会に自宅周辺の路線を確認し、ぜひ公共交通をご利用ください。

また、今回作成したマップを含む公共交通の情報は、市公式アプリ「滝沢NAVI」から確認できます。

滝沢NAVI ダウンロードはこちらから↓
(Android) (iOS)



●問い合わせ 都市政策課 (☎ 656 - 6543)

日	月	火	水	木	金	土	
一部窓口延長（水曜日） 取り扱い業務の内容は、各課にお問い合わせください。 ●市民課 ☎656-6512 ●地域福祉課 ☎656-6517 ●保険年金課 ☎656-6528 ●高齢者支援課 ☎656-6521 ●健康推進課 ☎656-6526 ●税務課 ☎656-6570 ●児童福祉課 ☎656-6520 ●収納課 ☎656-6573 ●生活福祉課 ☎656-6518 ●東部出張所 ☎688-1562		福祉バスの運行日 毎週月曜日と金曜日に運行（祝日除く）します。 ※24日（金）は運休します。 閏 高齢者支援課 ☎656-6521	■いきいきサロン／あすみ野コミュニティホール = 10:00～12:00 ◎一部窓口延長（～19:00）	2	3	4	
※休日救急診療当番医 滝沢市 山田小児科内科医院 ☎688-4181 盛岡市 内科 前川内科クリニック ☎624-3313 外科 くらだ脳神経・頭痛クリニック ☎653-3522	■いきいきサロン／一本木東北集落センター・柳沢地区コミュニティセンター = 10:00～12:00 ■いきいきサロン／滝沢パークタウン集会所 = 10:00～12:00 ■法律相談／スマイル・すまいる = 14:00～16:00 ☎市社会福祉協議会 ☎684-1110	◎一部窓口延長（～19:00）	◎一部窓口延長（～19:00）	■いきいきサロン／ニューシビックセンター = 10:00～11:30、元村集落センター = 10:00～12:00、滝沢ふるさと交流館（元村中央・牧野林中央） = 10:00～12:00 ■相続・登記相談／スマイル・すまいる = 10:00～15:00 ☎市社会福祉協議会 ☎684-1110	10 11	10 11	
※休日救急診療当番医 滝沢市 栃内第二病院 ☎684-1111 盛岡市 内科 松園第二病院 ☎662-0100 外科 さかもと整形外科 ☎623-8555	■いきいきサロン／大沢集落センター・けやきの平集会所 = 10:00～12:00 ■くらしの相談／市民福祉センター = 10:00～12:00 ☎市社会福祉協議会 ☎684-1110 ■行政相談／滝沢ふるさと交流館 = 10:00～12:00 ☎総務課 ◎図書館休館日	■いきいきサロン／鶺鴒地区いきいきサロン（鶺鴒南） = 10:00～11:45 ◎一部窓口延長（～19:00）	◎一部窓口延長（～19:00）	■いきいきサロン／一本木地区コミュニティセンター・滝沢ふるさと交流館（元村東）・室小路公民館 = 10:00～12:00	17 18	17 18	
※休日救急診療当番医 滝沢市 飯島医院 ☎684-1001 盛岡市 内科 盛岡つなぎ温泉病院 ☎689-2101 外科 なおや脳神経・頭痛クリニック ☎656-3708 ◎食育の日	■いきいきサロン／南牧野林公民館 = 10:00～12:00 ■いきいきサロン／巢子集会所・せいほく集会所（牧野林中央） = 10:00～12:00、長根公民館 = 13:30～15:30 ■法律相談／スマイル・すまいる = 10:00～12:00 ☎市社会福祉協議会 ☎684-1110	◎一部窓口延長（～19:00）	◎一部窓口延長（～19:00）	※休日救急診療当番医 滝沢市 山口クリニック ☎641-6818 盛岡市 内科 石井内科消化器科医院 ☎662-1615 外科 吉田整形外科・リウマチ科クリニック ☎604-3820	※休日救急診療当番医 滝沢市 高橋内科胃腸科クリニック ☎688-8111 盛岡市 内科 三愛病院 ☎641-6633 外科 けやき整形外科クリニック ☎656-1677	23 24 25	23 24 25
※休日救急診療当番医 滝沢市 この神経内科・脳神経外科クリニック ☎699-1111 盛岡市 内科 おいかわ内科クリニック ☎622-7400 外科 見前ファミリークリニック ☎632-6300	◎図書館休館日	◎一部窓口延長（～19:00）	◎一部窓口延長（～19:00）	■いきいきサロン／大川地区コミュニティセンター = 10:00～12:00	30 31	30 31	
行政相談 行政などへの苦情や要望を受け、その解決の推進や制度の改善に生かす仕組みです。 閏 総務課 ☎656-6560	滝沢市休日当番薬局：午前9時～午後5時 ※薬や健康のご相談は、休日当番薬局をご利用ください。 5日 巢子バード薬局 ☎694-1277 12日 おおがま薬局 ☎684-1200 19日 滝沢調剤薬局 ☎687-5711 23日 キリン薬局 ☎647-8535 24日 ゆうゆう調剤薬局 ☎688-5553 26日 ドレミ薬局 ☎699-1234	夜間や休日に体調がよくないときには 平日 午後7時～午後11時→夜間急患診療所（神明町3-29）へ 日・祝日 午前9時～午後5時→休日救急診療当番医へ（行く前に電話を） 午後7時～午後11時→夜間急患診療所（神明町3-29）へ ※夜間急患診療所（神明町3-29 盛岡市保健所2階 ☎654-1080）の診療科目は小児科と内科です。大人も受診できますのでぜひご利用ください。		*			

移動図書館車～かっこう号運行日程

	時間	駐車場所
1 (水) 15 (水)	10:45～11:15 12:15～12:45 13:15～13:50 14:00～14:30 14:40～15:20	柳沢地区コミュニティセンター 陸上自衛隊岩手駐屯地 柳沢小中学校 いずみ菓子ニュータウン 一本木小学校
3 (金) 17 (金)	10:00～10:30 10:40～11:10 11:20～11:50 13:10～13:50 14:10～14:40	瑞雲荘 小岩井駅南側 小岩井駅 焼屋敷小中学校 第五小岩井ニュータウン
6 (月) 20 (月)	10:00～10:30 10:40～11:10 11:20～11:50 12:55～13:40 13:50～14:30	あすみ野団地（コミュニティホール） 外山団地（皆川自動車付近） 滝沢ふるさと交流館 篠木小学校 大釜駅
7 (火) 21 (火)	9:30～10:00 10:10～10:40 10:50～11:20 11:30～12:00 13:00～13:40 13:50～14:20 14:30～15:00 15:10～15:40	川前公民館 杉江内科クリニック 滝沢駅 岩姫台集会所 滝沢東小学校 菓子駅 富士見台第2公園 菓子保育園
8 (水) 22 (水)	9:20～9:50 10:00～10:30 10:40～11:10 11:25～11:55 13:00～13:30 13:40～14:10 14:20～14:50 15:05～15:35	室小路公民館 なでしこ保育園 麗沢会たきざわの家 国分団地いこいの広場 ベルフ牧野林 ビッグハウス国分店 北陵中学校 ふるさと交流館第2駐車場
13 (月) 27 (月)	9:30～10:00 10:10～10:40 10:50～11:20 11:30～12:00 13:00～13:30 13:40～14:10 14:20～14:50 15:00～15:30	三角公園 松尾団地（公園前） ハレルヤ保育園 葉の木沢山活動センター 第7分団2部屯所 菓子集会所（岩手銀行菓子支店付近） 菓子公民館 ホームック菓子店

- 利用料 無料
- 貸出冊数 1人5冊まで
- 貸出期間 次の巡回日までの約2週間
- 貸出返却 どの駐車場所でもできます
- 問い合わせ 湖山図書館 ☎687-2222

介護予防と交流の場
いきいきサロン（介護予防教室）

心身ともにいきいきとした実りある生活をいつまでも送りたいもの。そのためには、地域の交流や人とのつながり、生きがいを見つけることが重要です。地域包括支援センターの職員が各地のいきいきサロンに伺い、健康相談や血圧測定、介護予防のお話、レクリエーションなど介護予防教室を行っています。カレンダーには、介護予防教室が開催されるいきいきサロンの日程を掲載しています。お近くで開催される際は、ぜひ一度お気軽にご参加ください。なお、新型コロナウイルス感染症の影響により中止や変更となる場合があります。
 閏 地域包括支援センター ☎656-6523

この面は、いきいきサロンなど高齢者向けの情報を大きな文字で掲載しています。

日	月	火	水	木	金	土
<p>一部窓口延長</p> <p>取り扱い業務の内容は、市のホームページをご覧ください。</p>  <p>URL: http://www.city.takizawa.iwate.jp/entyou</p>	<p>福祉バスの運行日</p> <p>毎週月曜日と金曜日に運行(祝日除く)します。</p> <p>※24日(金)は運休します。</p> <p>問 高齢者支援課 (☎656-6521)</p>	<p>行政相談</p> <p>行政などへの苦情や要望を受け、その解決の推進や、制度の改善に生かす仕組みです。</p> <p>問 総務課 (☎656-6560)</p>	<p>■びびよ広場/市民福祉センター=10:00~11:30 ☎健康推進課</p> <p>※小児救急入院受入当番病院 国立病院機構盛岡医療センター (☎647-2195)</p> <p>◎一部窓口延長(～19:00)</p>	<p>※小児救急入院受入当番病院 県立中央病院 (☎653-1151)</p>	<p>※小児救急入院受入当番病院 県立中央病院 (☎653-1151)</p>	<p>※小児救急入院受入当番病院 盛岡赤十字病院 (☎637-3111)</p>
5	6	7	8	9	10	11
<p>※小児救急入院受入当番病院 国立病院機構盛岡医療センター (☎647-2195)</p>	<p>※小児救急入院受入当番病院 県立中央病院 (☎653-1151)</p>	<p>■法律相談/スマイル・すまいる=14:00~16:00 ☎市社会福祉協議会 (☎684-1110)</p> <p>※小児救急入院受入当番病院 盛岡赤十字病院 (☎637-3111)</p>	<p>※小児救急入院受入当番病院 国立病院機構盛岡医療センター (☎647-2195)</p> <p>◎一部窓口延長(～19:00)</p>	<p>■相続・登記相談/スマイル・すまいる=10:00~15:00 ☎市社会福祉協議会 (☎684-1110)</p> <p>※小児救急入院受入当番病院 県立中央病院 (☎653-1151)</p>	<p>※小児救急入院受入当番病院 盛岡赤十字病院 (☎637-3111)</p>	<p>※小児救急入院受入当番病院 県立中央病院 (☎653-1151)</p>
12	13	14	15	16	17	18
<p>※小児救急入院受入当番病院 県立中央病院 (☎653-1151)</p>	<p>※小児救急入院受入当番病院 国立病院機構盛岡医療センター (☎647-2195)</p>	<p>■くらしの相談/市民福祉センター=10:00~12:00 ☎市社会福祉協議会 (☎684-1110)</p> <p>■行政相談/滝沢ふるさと交流館=10:00~12:00 ☎総務課</p> <p>※小児救急入院受入当番病院 県立中央病院 (☎653-1151)</p> <p>◎図書館休館日</p>	<p>※小児救急入院受入当番病院 国立病院機構盛岡医療センター (☎647-2195)</p> <p>◎一部窓口延長(～19:00)</p>	<p>■すこやか健康相談/滝沢ふるさと交流館=10:00~12:00 ☎健康推進課</p> <p>※小児救急入院受入当番病院 県立中央病院 (☎653-1151)</p>	<p>※小児救急入院受入当番病院 県立中央病院 (☎653-1151)</p>	<p>※小児救急入院受入当番病院 県立中央病院 (☎653-1151)</p>
19	20	21	22	23	24	25
<p>※小児救急入院受入当番病院 盛岡赤十字病院 (☎637-3111)</p> <p>◎食育の日</p>	<p>※小児救急入院受入当番病院 県立中央病院 (☎653-1151)</p>	<p>■法律相談/スマイル・すまいる=10:00~12:00 ☎市社会福祉協議会 (☎684-1110)</p> <p>※小児救急入院受入当番病院 盛岡赤十字病院 (☎637-3111)</p>	<p>※小児救急入院受入当番病院 県立中央病院 (☎653-1151)</p> <p>◎一部窓口延長(～19:00)</p>	<p>※小児救急入院受入当番病院 国立病院機構盛岡医療センター (☎647-2195)</p>	<p>※小児救急入院受入当番病院 県立中央病院 (☎653-1151)</p>	<p>※小児救急入院受入当番病院 盛岡赤十字病院 (☎637-3111)</p>
26	27	28	29	30	31	*
<p>※小児救急入院受入当番病院 県立中央病院 (☎653-1151)</p>	<p>※小児救急入院受入当番病院 盛岡赤十字病院 (☎637-3111)</p>	<p>■くらしの相談/市民福祉センター=10:00~12:00 ☎市社会福祉協議会 (☎684-1110)</p> <p>■わんぱく広場/滝沢ふるさと交流館=9:30~11:30 ☎健康推進課</p> <p>※小児救急入院受入当番病院 県立中央病院 (☎653-1151)</p> <p>◎図書館休館日</p>	<p>※小児救急入院受入当番病院 国立病院機構盛岡医療センター (☎647-2195)</p> <p>◎一部窓口延長(～19:00)</p>	<p>※小児救急入院受入当番病院 県立中央病院 (☎653-1151)</p>	<p>※小児救急入院受入当番病院 県立中央病院 (☎653-1151)</p>	<p>※小児救急入院受入当番病院 盛岡赤十字病院 (☎637-3111)</p>

<p>滝沢市休日当番薬局：午前9時～午後5時</p> <p>※薬や健康のご相談は、休日当番薬局をご利用ください。</p> <p>5日 菓子バード薬局 (☎694-1277)</p> <p>12日 おおがま薬局 (☎684-1200)</p> <p>19日 滝沢調剤薬局 (☎687-5711)</p> <p>23日 キリン薬局 (☎647-8535)</p> <p>24日 ゆうゆう調剤薬局 (☎688-5553)</p> <p>26日 ドレミ薬局 (☎699-1234)</p>	<p>7月の献血 (全血献血・市内)</p> <p>◎7日(火) 9:30～11:30 =鈴木機械</p> <p>◎30日(木) 9:30～11:00 =陸上自衛隊岩手駐屯地 12:30～16:30 =陸上自衛隊岩手駐屯地</p> <p>※献血日程は広報発行後に変更になる場合があります。</p>	<p>夜間や休日にお子さんの体調がよくないときには</p> <p>日曜、祝日の日中は休日救急当番医を受診してください</p> <p>■症状が軽い場合(午後7時～午後11時) 夜間急患診療所 (神明町3-29 盛岡市保健所2階 ☎654-1080)へ 夜間急患診療所の診療科目は小児科と内科です。大人も受診できます。</p> <p>■症状が重い場合(午後5時～翌朝9時、土曜は午後1時(祝日の土曜は午前9時)～) 小児救急入院受入当番病院 (カレンダー参照)へ 症状が重く入院が必要と思われる子どもと、夜間急患診療所や休日救急当番医が診察していない時間帯の急病の子どもを受け入れます。</p> <p>■対処や受診の判断に迷う場合(午後7時～午後11時) こども救急相談電話 (☎605-9000)</p>
---	---	--

休日救急当番医：午前9時～午後5時 (広報発行後に変更になる場合があります)
 ※滝沢市内当番医の診療科目について不明な場合は、受診前に当番医にご確認ください。

<p>○滝沢市</p> <ul style="list-style-type: none"> 5日 山田小児科内科医院 狼久保 ☎688-4181 12日 栃内第二病院 大釜吉水 ☎684-1111 19日 飯島医院 鶴飼狐洞 ☎684-1001 23日 山口クリニック 穴口 ☎641-6818 24日 高橋内科胃腸科クリニック 巢子 ☎688-8111 26日 この神経内科・脳神経外科クリニック 牧野林 ☎699-1111 	<p>○盛岡市・外科、整形外科</p> <ul style="list-style-type: none"> 5日 くらだ脳神経・頭痛クリニック 神明町 ☎653-3522 12日 さかもと整形外科 天神町 ☎623-8555 19日 なおや脳神経・頭痛クリニック 本宮字小坂小瀬 ☎656-3708 23日 吉田整形外科・リウマチ科クリニック 本町通一丁目 ☎604-3820 24日 けやき整形外科クリニック 上田一丁目 ☎656-1677 26日 見前ファミリークリニック 三本柳 ☎632-6300
<p>○盛岡市・内科</p> <ul style="list-style-type: none"> 5日 前川内科クリニック 新田町 ☎624-3313 12日 松園第二病院 西松園三丁目 ☎662-0100 19日 盛岡つなぎ温泉病院 繁字尾入野 ☎689-2101 23日 石井内科消化器科医院 東緑が丘 ☎662-1615 24日 三愛病院 月が丘一丁目 ☎641-6633 26日 おいかわ内科クリニック 上田一丁目 ☎622-7400 	<p>○盛岡市・小児科</p> <ul style="list-style-type: none"> 5日 吉田小児科 梨木町 ☎652-1861 12日 村田小児科医院 紺屋町 ☎622-7132 19日 臼井循環器呼吸器内科・小児科 松園二丁目 ☎662-9845 23日 川久保病院 津志田 ☎635-1305 24日 中村こどもクリニック 上厨川字杉原 ☎648-7711 26日 社のこどもクリニック 向中野三丁目 ☎631-1160

子どもの健診・相談などの日程 (母子健康手帳をお持ちください)	
<p>●乳児健康診査</p> <p>1日(水) 市民福祉センター</p> <p>8日(水) 葉の木沢山活動センター</p> <p>22日(水) 市民福祉センター</p> <p>3~4か月児(13:45~14:30受け付け)</p> <p>9~10か月児(13:00~13:45受け付け)</p>	<p>●3歳児健康診査</p> <p>2日(木) 滝沢ふるさと交流館</p> <p>平成29年1月19日~平成29年2月19日に生まれたお子さんが対象。(9:30~10:30受け付け)</p> <p>30日(木) 滝沢ふるさと交流館</p> <p>平成29年2月20日~平成29年3月27日に生まれたお子さんが対象。(9:30~10:30受け付け)</p> <p>●1歳6か月児健康診査</p> <p>9日(木) 滝沢ふるさと交流館</p> <p>平成30年11月15日~平成30年12月5日に生まれたお子さんが対象。(9:30~10:30受け付け)</p>
<p>◎2歳児歯科健診は、個人通知しています。</p>	

移動図書館車～かっこう号運行日程

	時間	駐車場所	時間	駐車場所	
1(水)	10:45~11:15	柳沢地区コミュニティセンター	7(火)	9:30~10:00	川前公民館
	12:15~12:45			10:10~10:40	杉江内科クリニック
	13:15~13:50			10:50~11:20	滝沢駅
	14:00~14:30			11:30~12:00	岩姫台集会所
15(水)	14:40~15:20	いずみ巢子ニュータウン一本木小学校	13:00~13:40	滝沢東小学校	
			13:50~14:20	巢子駅	
			14:30~15:00	富士見台第2公園	
			15:10~15:40	巢子保育園	
3(金)	10:00~10:30	瑞雲荘	8(水)	9:20~9:50	室小路公民館
	10:40~11:10			10:00~10:30	なでしこ保育園
	11:20~11:50			10:40~11:10	歴史会たきざわの家
	13:10~13:50			11:25~11:55	園分団地いこいの広場
17(金)	14:10~14:40	第五小岩井ニュータウン	13:00~13:30	ヘルフ牧野林	
			13:40~14:10	ビッグハウス園分店	
			14:20~14:50	北陵中学校	
			15:05~15:35	ふるさと交流館第2駐車場	
6(月)	10:00~10:30	あすみ野園地(コミュニティホール)	13(月)	9:30~10:00	三角公園
	10:40~11:10			10:10~10:40	松尾団地(公園前)
	11:20~11:50			10:50~11:20	ハレルヤ保育園
	12:55~13:40			11:30~12:00	葉の木沢山活動センター
20(月)	13:50~14:30	滝沢ふるさと交流館 大釜駅	13:00~13:30	第7分団2部屯所	
			13:40~14:10	巢子集会所(岩手銀行巢子支店付近)	
			14:20~14:50	巢子公民館	
			15:00~15:30	ホームマック巢子店	

●利用料 無料

●貸出冊数 1人5冊まで

●問い合わせ 湖山図書館 (☎687-2222)

●貸出期間 次の巡回日までの約2週間

●貸出返却 どの駐車場所でもできます

※新型コロナウイルス感染症拡大防止の影響により、運行中止となる場合があります。

新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口・緊急経済対策

掲載されている事業や相談窓口は、6月1日現在の情報です。

今後の状況により、内容が変更となる場合があります。詳しくは問い合わせください。

市の新型コロナウイルス感染症に関する最新情報はこちら



感染症に関する相談窓口

《制度・相談》	《内容》	《問い合わせ》
新型コロナウイルス感染症の相談窓口	▶ 発熱などの症状に関する相談	・岩手県帰国者・接触者相談センター（コールセンター） （☎ 651-3175、FAX 626-0837） ※ 24 時間 全日（土日祝日を含む）
	▶ 感染症に関する全般的な相談	・岩手県新型コロナウイルス感染症相談窓口（コールセンター） （☎ 629-6085、FAX 626-0837） ※ 土日祝日含む午前 9 時～午後 9 時 ・健康推進課（☎ 656-6526） ※ 平日午前 9 時～午後 5 時

相談窓口

市民の皆さまへ

《制度・相談》	《内容》	《問い合わせ》
特別定額給付金	▶ 4/27 時点で滝沢市に住民登録している人 1 人当たり 10 万円を世帯に給付。	市特別定額給付金実施本部 （☎ 656-6598）
子育て世帯への給付金	▶ 4 月分（新高校 1 年生となった児童または死亡により 3 月分の支給を受けた人を含む。）の児童手当の受給世帯に児童 1 人につき 1 万円を給付。 ※ 所得制限超過により特例給付を受けている人を除く。	児童福祉課 （☎ 656-6519）
児童扶養手当受給世帯への臨時給付金	▶ 児童扶養手当（ひとり親世帯を含む）受給者世帯への上乗せ支給につき 3 万円を給付。※ 4・5 月分の児童扶養手当を受給している人（18 歳年齢到達により 3 月分の支給を受けている人を含む）	児童福祉課 （☎ 656-6519）
小学校休業等対応支援金（委託を受けて仕事をする人向け）	▶ 「委託を受けて個人で仕事をする人（子どもの保護者）」に、就業できなかった日について 1 日当たり 4,100 円を給付。	学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター （☎ 0120-60-3999） ※ 全日午前 9 時～午後 9 時
住居確保給付金の対象拡大	▶ 失業、または、新型コロナウイルス感染症による影響などで収入が市町村民税非課税程度になった人に、就労支援をしつつ家賃をその貸主に一定期間支払う。（支給額は生活保護住宅扶助基準が上限）	市社会福祉協議会 （☎ 684-1110） 生活福祉課 （☎ 656-6518）
生活保護	▶ 生活保護法で定める最低生活基準を下回る収入の世帯に、生活保護費を支給しつつ自立の支援を実施。（収入、資産、他法活用などの要件あり）	生活福祉課 （☎ 656-6518）
水道料金および下水道使用料の支払猶予	▶ 新型コロナウイルス感染症の影響により、期限までに料金の支払いを行うことが困難となった世帯の 3～5 月請求分の支払期限を 6 月末まで延長。	市上下水道お客様センター （☎ 908-2888）
市税の徴収猶予	▶ 収入に相当の減少があり、納付などが難しくなった納税義務者・特別徴収義務者の徴収を最長 1 年間猶予。※ 事業者や畜産農家なども対象。	収納課 （☎ 656-6573、6574）
国民年金保険料の免除	▶ 新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した、かつ、当年中の所得見込みが現行の保険料の免除などに該当する水準になることが見込まれる場合の保険料の免除。	保険年金課（国民年金担当） （☎ 656-6531）
緊急小口資金の貸し付け	▶ 新型コロナウイルス感染症の影響で、収入減少などによる緊急一時的な資金が必要な世帯に最大 20 万円を貸し付け。	市社会福祉協議会 （☎ 684-1110）
総合支援資金の貸し付け	▶ 新型コロナウイルス感染症の影響で、収入減少や失業などで生活に困窮している世帯に貸し付け。	市社会福祉協議会 （☎ 684-1110）

給付

支払猶予・免除

融資

事業者の皆さまへ

	《制度・相談》	《内容》	《問い合わせ》
給付 融資 補助	中小企業経営支援給付金	▶ 国の持続化給付金に該当しない、市内に店舗・事業所を持つ市商工会員への助成。 1事業者 10万円（1回支給）	企業振興課 (☎ 656-6536)
	市中小企業振興資金融資制度	▶ 上限額1千万円、無利子（原則3年間）、無保証料、償還期間（10年以内）、据置期間（2年以内）の融資制度。	企業振興課 (☎ 656-6536)
	市内中小企業家賃補助	▶ 売上げが減少している小売業、飲食業、サービス業などの家賃の1/2を補助。 上限10万円/月、3か月以内。	企業振興課 (☎ 656-6536)
	飲食店等新型コロナウイルス感染症予防対策補助	▶ 接客を伴う業種（小売業、飲食業、サービス業）の感染予防措置に対する補助。消毒薬、マスクなど衛生消耗品、飲食店のテイクアウト容器、チラシ代の補助。	企業振興課 (☎ 656-6536)
	雇用調整助成金への申請支援	▶ 市内中小企業者が国の「雇用調整助成金」の申請を社会保険労務士に委託する場合の経費の補助。	観光物産課 (☎ 656-6535)

畜産農家の皆さまへ

	《制度・相談》	《内容》	《問い合わせ》
助成	酪農ヘルパー利用支援	▶ 酪農ヘルパーの利用に対する助成。	農林課 (☎ 656-6539)
	肉用牛受精卵購入助成	▶ 家畜改良のための肉用牛受精卵購入に対する経費の助成。	農林課 (☎ 656-6539)

今後実施予定の市などの支援事業

	《制度・相談》	《内容》	《問い合わせ》
給付	国民健康保険の傷病手当金の支給	▶ 新型コロナウイルス感染症に感染するなどした国民健康保険の被保険者である被用者に対して傷病手当金を支給。	保険年金課 (国民健康保険担当) (☎ 656-6528)
	後期高齢者医療の傷病手当金の支給	▶ 新型コロナウイルス感染症に感染するなどした後期高齢者医療の被保険者である被用者に対して傷病手当金を支給。	保険年金課 (後期高齢者医療担当) (☎ 656-6529)
支払免除・減免	後期高齢者医療保険料の免除	▶ 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者が死亡したり、収入が減少した場合などの保険料の免除。	保険年金課 (後期高齢者医療担当) (☎ 656-6529)
	国民健康保険税の免除	▶ 主たる生計維持者（世帯主）が新型コロナウイルス感染症により重篤な傷病を負った場合や、世帯主の事業収入などが一定の基準以上減少することが見込まれる場合の免除。※新型コロナウイルス感染症に限らず、会社都合で退職の場合、離職理由によっては国保税の軽減あり。	税務課 (☎ 656-6570)
補助・助成	介護保険料の減免	▶ 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者が死亡したり、収入が減少した場合などの保険料の減免。	高齢者支援課 (☎ 656-6521)
	公共交通事業者発行回数券購入などへの補助	▶ 市民および市内の大学に通う学生に対して、バス・鉄道の回数券などを購入した際の購入費およびタクシーを利用した際の運賃を補助。	都市政策課 (☎ 656-6543)
	雇用調整助成金への上乗せ助成	▶ 市内中小企業者に対し、国の「雇用調整助成金」に対する市の上乗せ補助。	観光物産課 (☎ 656-6535)
	市特産物発送料助成	▶ 消費者に対し、産直などにおける滝沢スイカの発送に対する助成。	農林課 (☎ 656-6538)

「新しい生活様式」の実践例

(1) 一人ひとりの基本的感染対策

- ・ 人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空ける。
- ・ 外出時は、症状がなくてもマスクを着用する。
- ・ 手洗いは30秒程度かけて、水と石けんで丁寧に洗う。
（手洗い後は、可能であれば手指消毒）



(2) 日常生活を営む上での基本的な生活様式

- ・ まめに手洗い・手指消毒
- ・ 「3密」の回避（密集、密接、密閉）
- ・ 毎朝の体温測定、健康チェック
（風邪の症状等がある場合は無理せず自宅で療養）



(3) 日常生活の各場面別の生活様式

<買い物>

- ・ 1人または少人数で空いた時間に
- ・ 商品等への接触は控えめに

<公共交通機関の利用>

- ・ 混んでいる時間帯は避けて
- ・ 徒歩や自転車の積極的な利用

<娯楽・スポーツ等>

- ・ 公園は空いた時間の利用を
- ・ ジョギングは少人数で

<食事>

- ・ 出前やデリバリーの利用を
- ・ 大皿は避けて、料理は個々に

(4) 働き方の新しいスタイル

- ・ テレワークやローテーション勤務、時差出勤の推進を
- ・ 会議はオンライン

©わんこきょうだい

岩手県が発信する最新情報はこちらでご確認ください
（岩手県—新型コロナ対策パーソナルサポート）



【県公式LINE】

滝沢市民の皆様へ

新型コロナウイルス感染症に対する市の対応方針(令和2年5月28日)

新型コロナウイルス感染症対策については、令和2年5月25日に緊急事態宣言が解除され、今後は国や県の示した目安に従って、外出自粛やイベントの開催制限などの段階的な緩和を行っていくなど、社会経済の活動レベルを回復させるための取り組みを進めることとなりますが、感染拡大のリスクが無くなったものではないことから、適切な感染対策を実施しながら、市民一人一人が感染リスク低減のための行動をとっていくことが求められます。

本市では、国や県の制度を利用した支援策のほか、独自支援策を通じて社会経済活動の向上を図るとともに、国や県の考え方に倣い、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けて「新しい生活様式」の定着を目指して取り組んでいくことといたします。

1 都道府県をまたいだ移動の自粛

- 不要不急の帰省や旅行など、都道府県をまたぐ移動は、5月末までは、感染拡大防止の観点から避けることをお願いします。併せて、6月18日までは一部首都圏（埼玉、千葉、東京、神奈川）、北海道との間の不要不急の県をまたぐ移動は慎重に行ってください。
- 岩手県に来県、または帰県される皆さまに対して、来県後2週間、今までいた都道府県が要請している自粛の継続をお願いします。

2 「三つの密」のある場などへの外出の自粛

これまでにクラスターが発生しているような施設（対策が講じられていない場合に限る）や、「三つの密」のある場についても、外出を避けるようお願いします。

3 施設（店舗など）・職場における感染対策の徹底

- 施設（店舗など）には、「入場者の制限や誘導」「手洗いの徹底や手指の消毒設備の設置」などの取り組みをお願いします。
- 職場においては、在宅勤務（テレワーク）、時差出勤など、人との接触を低減する取り組みをお願いします。

4 思いやりのある行動と冷静な対応のお願い

- 引き続き医療関係者をはじめ、県民生活に不可欠なサービスの提供に従事している皆さまに、感謝と思いやりの気持ちを持って応援して下さるようお願いします。
- 県民生活の維持に必要な仕事への出勤や、通院、葬儀への参列などについて、県外からいらっしゃる皆さまに対し、落ち着きを持った冷静な対応を心掛けていただくようお願いします。